

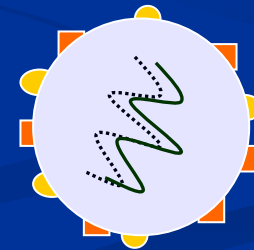
新型インフルエンザ 机上演習

平成18年2月23日

福岡県山門保健福祉環境事務所
保健監（福岡県山門保健所長）
岩本治也

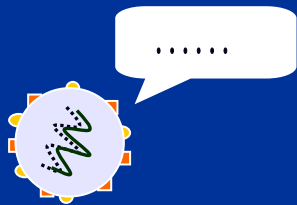
本日の内容

- 1 . 概要について
 - ・ 演習の概要 留意事項
- 2 . 事例演習
 - ・ 事例提示 議論等
- 3 . その他
 - ・ 未検討事項等



1. 概要について

- 概要
- 演習の進め方
- 留意事項



概要

■ 目的

- 保健福祉環境事務所の担当者が、実際的な対策を構築するための基礎となる事項を、統一的に把握する
- 現状の各種の対応策について、課題等を検討する

■ 概要

- 考えられる事例を想定し、保健福祉環境事務所における対応を一連の流れとして確認する

想定事例の骨子

- 最も可能性が高い事例を想定
 - 国外で新型インフルエンザ確定事例が発生
 - 感染症法の指定感染症指定後の状況下
 - 指定は一類感染症相当
 - 県域保健福祉環境事務所における対応
 - 事例は、簡素化したものを使用

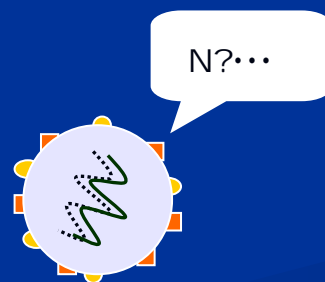
演習の進め方・留意事項

- 1 . 想定事例の状況をステップごとに提示
- 2 . 各ステップで、保健福祉環境事務所で
の状況の把握、対応、課題等を協議
- 3 . 一定の見解を得た段階で進行

議論の際に、担当から必要に応じ意見を
求めます。ご協力ください。

2.事例演習

- 想定事例
- 対応
- 協議
- 参考情報



想定事例 フェーズ4A(or5A)

- 某国で、ヒト - ヒト感染の確認事例が生じ、WHOがフェーズ4(or5)を宣言
- 新型インフルの臨床的、ウイルス学的見地がある程度蓄積
- 指定感染症(一類感染症)に指定された数日後、まだ管内で事例の「報告」はない
- Q1.この状態で、保健福祉環境事務所ではどのような対応が考えられますか？

参考 一般的対応

- 住民に対して相談対応を実施
- 渡航者等への相談対応
 - 対応手順の整備（来所、電話）
- 保健所に直接来所した場合の対応
 - 部屋の確保 対応者の設定 マスク 手指消
毒剤の準備、来訪者への案内
- 相談内容として考えられる事項
 - 地域の相談体制とその際の注意事項
 - 地域の医療体制
 - 新型インフルエンザ最新情報
 - その他の最新情報 など

参考 国が行う対策(抜粋)

- 感染症法に基づく指定感染症への政令指定等
- 感染発生国・地域からの情報収集
- クラスタサーベイランス、症候群サーベイランスの実施
- 検疫・出入国者等対策
- 新型インフルエンザに対する症例定義
- 高感度検査キットの開発促進抗インフルエンザウイルス薬の適正使用
- 医療体制の再確認
- 情報提供
- 相談窓口の設置

参考国での対応

- 新型インフルエンザに関するQ & A
(平成18年1月27日改訂) 厚生労働省

- I. 新型インフルエンザの流行
- II. 鳥インフルエンザと新型インフルエンザ
- III. 国民ひとりひとりの予防と対応
- IV. リン酸オセルタミビル(商品名:タミフル)について
- V. 問い合わせ先

- その他追加する内容はあるか?

事例探知

- 住民からインフルエンザに関して心配な症状があるとの電話相談がありました
- Q2. 受付者は、まずどの様に対応しますか

参 考

新型インフルエンザ疑い患者の定義

- 新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン(案) (平成17年12月27日版 厚生労働省 p2)
 - 発熱(38 以上)
 - 咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか一つ以上の二つを満たし、かつ7日以内に以下のいずれかの行為があったもの
 - ・ 新型インフルエンザ患者(疑い例も含む)との接触
 - ・ 新型インフルエンザ患者の発生が確認されている地域での滞在

参考 患者等の定義

- 確定診断の定義

上記「新型インフルエンザ疑い」定義を満たし、かつ以下のいずれかの方法によって病原体診断(血清学的診断)がなされたもの

- 病原体の検出
- 病原体の遺伝子の検出

【現時点での想定】

勧告基準は現時点では想定。指定感染症指定時に別途判断基準が示された場合はそれに従う。

事例発生

- 新型インフルエンザに関する電話相談の内容は新型インフルエンザ疑い患者の定義に当てはまりました。
 - 相談者は自宅にいます
- Q3. 受付者は、まずどの様に対応しますか

参考 事例発生

発生地域からの渡航者等が...
新型インフルエンザが疑われる症状を
有する場合

まず行うことは？

- ・ 通常感染症法の対応では？
- ・ 新型インフルエンザに特有なことでは？

参考 事例発生

発生地域からの渡航者等が...
新型インフルエンザが疑われる症状を有する
場合

感染症法では？

- ・ 情報収集：疫学調査
- ・ 拡大防止：就業制限、入院勧告等

新型インフルエンザ特有のことでは？

- ・ 協力医療機関に受診勧奨

参考 協力医療機関に受診勧奨

- 院内感染防止策の徹底
- 参考

新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン
(案)(平成17年12月27日版 厚生労働省)

- 外来、入院での注意事項について(マスク、手洗い、個室管理、換気)
- 患者に接する場合の個人的防護具(PPE)の使用について
- 清掃(消毒)について

インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成18年2月改訂 厚生労働省 日本医師会)

参考 協力医療機関に受診勧奨

- 検体確保
- 参考：福岡県新型インフルエンザ患者検査指針(案)
新型インフルエンザ検体採取方針
 - フェーズ4ABC, 5ABC, 6A
 - 医療機関からの連絡後健康対策課に連絡
 - 検体採取後24時間以内に搬送
 - 検査結果は健康対策課経由で保健福祉環境事務所に 報告があるので医療機関に還元
- 医学的観点からの治療

事例発生

- 新型インフルエンザに関する電話相談の内容は新型インフルエンザ疑い患者の定義に当てはまりました。電話での情報収集の結果は以下のとおり
 - 相談者は配偶者と共に自家用車で指定した病院に向かいます(配偶者は渡航していないと確認済)
 - 本人は、通常、自家用車、JR電車、バスで会社通勤
 - 同居家族は、高齢者(週1日デイサービス、週3日訪問介護利用)、幼児(幼稚園に本人と配偶者が送り迎え)、成人(配偶者)を含む4人
 - 配偶者は塾(中学生対象)の講師(チューター)
- Q4. 所としてどの様な対応を検討しますか？

参考 疫学調査

新型インフルエンザ対策積極的疫学調査マニュアル(案)(平成17年12月26日版 厚生労働省 p2)

積極的疫学調査の目的は、(中略)、症例を
探知すると同時に、感染のリスクのある者(接触者)を迅速に把握し、必要に応じて適切かつ十分な情報提供及び接触者管理を行い、不安解消に努めるとともに可能な限り感染拡大防止策を図ることである。

参考 疫学調査

福岡県新型コロナウイルス対策疫学調査
マニュアル(第1版 DRAFT p7-9)

- ・ 症例調査
- ・ 調査上の留意点
- ・ 接触者調査
- ・ 接触者の定義
- ・ 接触者に対する日常行動への指導等

医師の診察後

- 受診した医療機関の医師から、新型インフルエンザが疑われるとして、届け出が
出ました

Q5. 届出受理後の対応は？

参考 届出受理後の対応

- 感染症法の措置等が適応される
 - 就業制限
 - 入院勧告
 - 移送
 - 感染源、接触者等の調査
 - 消毒等
 - 建物の封鎖等

参考 各種勧告等の基準想定

< 各種勧告基準の想定 >

- 新型インフルエンザ患者, 疑似症, (無症状病原体保有者)
 - 患者、疑似症等基準については、指定時に示される
 - 病原体を保有しなくなるとの判断基準も、指定時に示される
 - ・ 「症状消失後 日」、「病原体検査」
- 初期段階ではどちらで判断か？

指定感染症指定時に、判断基準が示された場合はそれに従う。

参考 感染伝播期間

- 新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン
(案)(平成17年12月27日版 p1)

毎年流行するインフルエンザの潜伏期は1-3日(最大7日)、他の人へ感染を伝播させる時期は発症日の前日から発症後約7日まで(軽快しない場合はさらに長期間)とされているところだが、当ガイドラインは、新型インフルエンザも同程度であるとの前提に立ち作成した。

入院勧告

- 入院医療機関の想定

一類感染症相当として第一種感染症指定医療機関へ入院

なお、入院医療機関は現時点では想定。指定感染症指定時に別途示された場合はそれに従う。

- 診査会開催準備

移送

- 一類感染症相当で指定された場合の県内初発患者を移送する方法は？
- Q6. この事例では、どの様な移送手段になり、どう手続きしますか？

移送

- 一類感染症相当で指定された場合の県内初発患者を移送する方法
- 現時点での想定
県の患者移送用公用車で、第一種感染症指定医療機関に移送

<参考>

新型インフルエンザ患者移送ガイドライン(案)

(平成17年12月27日版 厚生労働省)

疫学調査

- 移送班(担当)は、県庁と病院との調整に手間取っていますが、疫学調査班(担当)は調査を続行します
- 本人の情報
 - 渡航は出張で行き帰りのみツアー 現地は自由行動 県内の空港直行便
 - 帰国後 3 日目夜に発熱、 4 日目に相談し受診
 - 帰国後 1 日目から勤務等通常活動
 - 自家用車、バス、JR電車で会社に通勤
 - 10人ほどの同僚と空調完備の事務室で執務
 - 帰国後 3 日目に100人と講堂で朝礼参加
 - 毎日帰りがけに、園児を迎えに行き(玄関で立ち話程度)、近くのスーパーで買い物
- Q7. 本人に関する疫学調査範囲をどうしますか？

疫学調査

■ 家族の情報

- 同居家族は、高齢者(週3日訪問介護利用)、幼児(幼稚園に本人と配偶者が送迎)、成人(配偶者)を含む4人
- 訪問介護ヘルパーは帰国後3日目の昼訪問
- 配偶者は塾(中学生対象)の講師(チューター)
- 今のところ、有症状者なし

■ Q8. 家族に関する疫学調査範囲をどうしますか？

参考 感染源、接触者等の調査

以下のマニュアルに従った調査を実施

- 福岡県新型インフルエンザ対策疫学調査マニュアル
(第1版 DRAFT)

<内容>

- ・基本方針、新型インフルエンザに罹患している者の判断基準、疫学調査の内容、症例調査・症例行動調査、接触者調査

- 新型インフルエンザ対策積極的疫学調査マニュアル
(案)(平成17年12月26日版 厚生労働省)

<内容>

- ・積極的疫学調査の原則、症例定義、目的、内容、準備等

参考 福岡県新型コロナウイルス対策 疫学調査マニュアル(第1版 DRAFT)

1 基本方針

■ 政令指定前と政令指定後の対応について

福岡県新型コロナウイルス対策疫学調査マニュアル
(第1版 DRAFT p3)

- 政令指定前：症例定義を満たす症例はすべて調査
接触者調査の実施の有無は十分な検討を要する
- 政令指定後：症例定義を満たす症例はすべて調査

参考 福岡県新型インフルエンザ対策 疫学調査マニュアル(第1版 DRAFT)

3 疫学調査の内容

- 症例は発症前7日間の行動調査
- 接触者は最終接触後の7日間の追跡調査

4 症例調査・症例行動調査

- 接触者調査に関わる情報：発症日時、臨床経過、検査結果、発症した1日前以降の行動、その期間に接触したヒトの特定と連絡手段

参考 福岡県新型コロナウイルス対策 疫学調査マニュアル(第1版 DRAFT)

5 接触者調査

- 接触者の定義：世帯内接触者、医療関係者、汚染物質の接触者、直接対面接触者
- 接触者名簿に基づき毎日健康状況を把握、体温は朝夕2回測定、指導内容も規定

各種様式は作成済

- ・ 症例調査票、症例行動調査票、問診票、接触者問診票、接触者調査票、接触者追跡調査票、記録用紙、接触者リスト等

参考 感染源、接触者等の調査

接触者の範囲

福岡県新型インフルエンザ対策疫学調査マニュアル(第1版 DRAFT) の内容

- 接触者の定義
 - 世帯内接触者：同一住所又は感染期にこの住所で比較的長時間過ごした者
 - 医療関係者：防護対策なしに直接携わった者
 - 汚染物質の接触者：すべての分泌物に防護装備なしで接触のあった者
 - 直接対面接触者：1.5m以内で対面による接触のあった者
- この考え方でさらに検討を要する事項は？

記者発表

- プレス発表後の対応
 - 本人の同意を得て、県庁で記者発表が行われました
 - 公表内容の想定は？

Q9. 公表後、各保健福祉環境事務所管内ではどのようなことが考えられますか？

記者発表後の対応

■ 相談・受診者数の増加

- 保健福祉環境事務所の相談者数が増加
対応可能な体制が必要

■ 医療機関受診者の増加

フェーズの進行状況に応じ初期診療対応協力
医療機関体制の見直しが必要

一般の医療機関における、新型インフルエンザをターゲットとした院内感染防止策の徹底

接触者等から有症者が発生した場合

- 本人帰国後 6 日目に、配偶者が38 以上の高熱をだし、夜中に協力医療機関の救急外来を独自判断で受診。医師から届け出の連絡が来ました
 - その他の家族に有症状者はなし
 - 本人受診後、配偶者の塾勤務自粛、園児の通園自粛、デイサービス通所自粛は実施済
 - ただし、訪問介護については、保健福祉環境事務所が事業者へ情報提供し防御策実施の上での継続
 - 本人受診後、外出は自家用車を利用し、最小限の買い物、本人の面会に限定

接触者等から有症者が発生した場合

- その他の家族に有症状者はなし
- 本人受診後、配偶者の塾勤務自粛、園児の通園自粛、デイサービス通所自粛実施
- ただし、訪問介護については、保健福祉環境事務所が事業者へ情報提供し防御策実施の上での継続
- 本人受診後、外出は自家用車を利用し、最小限の買い物、本人の看護に限定

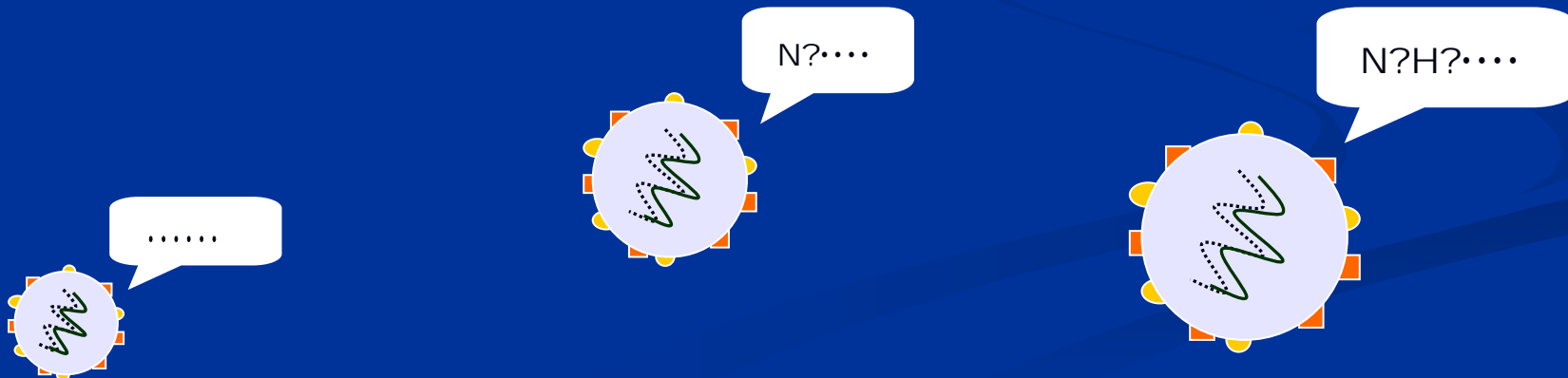
Q8. どのような対応が必要になりますか？

接触者等から有症者が発生した場合

- 発生探知後の対応は？
 - 基本的には、これまで示した内容に従う
 - 接触者外から発生した場合も、
対応は、ほぼ同じ(一種のループになる)
 - ループ進行中に世界(国内)でのフェーズが変化？
- 今回の事例はこれで一区切り

3.その他

- 追加情報
- 危機管理の観点から
- 本日検討していない事項
- 机上演習を通じて



参考 検査に要する日数

| インフルエンザの種類 | PCR 所用日数 | 塩基配列 所用日数 | 計 | ウイルス培養 |
|------------|-------------|--------------|------|--------------------|
| H5の場合 | 1-2日 | 2日 | 3-4日 | 陽性:2週間 陰性:2-3週間 |
| H5以外の場合 | 2-3日 | 2日 | 4-5日 | 陽性:2週間 陰性:2-3週間 |

* どの時点で、陽性/陰性 と判断するのか？

参考 消毒・建物の封鎖等

- 建物の封鎖等は考え難いであろう
- 消毒については、
 - 新型インフルエンザ院内感染対策マニュアル(案)
厚生労働省(平成17年12月27日) : p6,7
 - 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン(案)
厚生労働省(平成17年12月27日) : p9, 11, 15

に従い消毒を実施

ポイントは？

参考 消毒・建物の封鎖等

- 清掃は塵埃を巻き上げないように行う
- 日常的に患者の手が触れる部位を消毒
- エタノール、イソプロパノール、次亜塩素酸、グルタラール、熱水消毒
 - 詳細は前掲マニュアル該当頁参照

指定感染症指定時に別途示された場合はそれに従う。

参考 感染源、接触者等の調査

接触者の範囲

- 事例探知時の状況に対する2パターン
 - 既に拡散していて、探知したのは氷山の一角
 - 初発事例で周囲にはあまり広がっていない
- どちらの状況であるかは、そのときに判断するしかない

参考 危機管理の観点から

- 新型インフルエンザの特性から、初発後はすぐに複数事例が発生することを想定しておいた方が良い
 - インフルエンザの感染様式と潜伏期を考慮すると、国内初発の探知時は単発であろうが、すぐに(ほぼ同時に)県内複数事例が同時多発すると想定しておいた方が良い。
- 同時多発に対応した、所内体制の確保が必要
- フェーズ5以降では、職員(家族)にも患者が発生することが考えられる
- 事例(状況)が急速に進行することが考えられるため、フェーズの速やかな見直しとそれに対応した対策の変更が重要であろう

本日検討していない事項

- 感染が疑われる者、接触者、一般住民等への情報提供の具体的方法
- 実働時の対応人数等についての検討
- 職員のプロテクション
- 本庁・外部との連絡体制の実効性
- 所内の施設、設備、物品配備等の検討
- その他の所内体制における課題
- パンデミック時の対応等

いずれも事務所個別事項又は不確定要素の強い事項

机上演習を通じて

- 感染症法の指定後は、原則として対応は感染症法の枠内で行われるため、これまでの知識と経験が相当程度有効である。
- しかしインフルエンザの感染様式と潜伏期を考慮すると、国内初発後は、直に県内複数事例が同時多発すると想定しておいた方が良い。
- 事例(フェーズ)が急速に進行することが想定されるため、国、本庁、保健福祉環境事務所の各レベルでの予見と臨機応変な判断で対応するしかないと考えられる。

謝辞

- 本日の演習に、ご協力頂いた皆さん及びご指導いただいた保健福祉部健康対策課の方々に、深く感謝申し上げます

